

ATM ローン規定(カードローン規定)

借主は、下記に定める各条項を契約内容とすることに同意するものとします。

1. (適用範囲等)

- (1) この規定は、借主が銀行に対して負担する債務の履行について適用するものとします。

2. (取引の方法等)

- (1) つくばATMローン取引(以下「本取引」という)は、つくばキャッシュカード(バンクカードを含む。以下「カード」という)の使用による当座貸越取引とします。契約はATM操作またはインターネットバンキングによる申込手続き完了後にお客さまより本人確認資料等を受領し、銀行において所定の審査を経た後に申込手続き日に遡って成立するものとします。なお、本取引については通帳を発行しません。
- (2) カードによる借入および返済の取扱いは、別途お客さまに交付済のキャッシュカード規定(ICキャッシュカード特約を含む)によるものとします。
- (3) 本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または各種料金等の自動支払いを行いません。

3. (貸越極度額)

- (1) 本取引の貸越極度額は取引開始時にATM操作により契約した金額とします。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて前記(1)の貸越極度額を超えて当座貸越を行った場合にも、この規定が適用されるものとし、その場合には当行から請求があり次第、直ちに極度額超過金額を支払うものとします。
- (3) 当行は、前記(1)にかかわらず本取引の貸越極度額を増額または減額できるものとし、この場合当行は変更後の貸越極度額および変更日を通知します。

4. (貸越期限等)

- (1) 本取引の有効期限は、契約日の1年後の応当日が属する月の3日までとします。ただし、期限の1か月前までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、契約期限は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、満63歳を超えての貸越期限の延長は行わないものとします。
- (3) 当行が前記(1)の期限延長に関する審査等のため資料の提出または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。
- (4) 期限の1か月前までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次によるものとします。
- ①ローンカードは取引口座開設店に返却します。
 - ②期限の翌日以降は本取引による当座貸越は受けられません。
 - ③後記5の定めにかかわらず、期限までに当座貸越借入元利金全額(以下「債務全額」という)を返済するものとします。
 - ④期限に当座貸越借入元利金がない場合は、期限の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。

5. (約定返済)

- (1) 本取引に基づく当座貸越借入金は、毎月3日(銀行が休日の場合は翌営業日、以下「約定返済日」という)に前月約定返済日の当座貸越残高に比べて、次の返済額(以下「約定返済額」という)を返済するものとします。

前月の約定返済日現在の当座貸越残高	約定返済額
50万円以下	1万円
50万円超 100万円以下	2万円

- (2) 前記(1)にかかわらず、前月約定返済日の当座貸越残高が約定返済額に満たない場合は、前月約定返済日の当座貸越残高の全額を返済額とします。

6. (利息・損害金等)

- (1) 本取引の当座貸越借入金の利息(保証料を含む)は、利率14.6%(年365日の日割計算)、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日前日までの利息を所定の方法により計算して、約定返済日に当座貸越残高に組入れるものとします。
- (2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は14.6%(年365日の日割計算)とします。

7. (約定返済金の自動引落し)

- (1) 本取引の返済用預金口座(以下「返済用口座」という)は、カードにより利用中の普通預金口座とします。
- (2) 前記5による約定返済は自動引落しの方法によるものとし、返済用口座から普通預金通帳(総合口座通帳を含む)および同払戻請求書などで引落しを行いますので、約定返済日までに返済用口座に約定返済額以上の金額を預入れるものとします。万一預け入れが遅延した場合には、当行は預入後いつでも同様の取扱いができるものとします。
- (3) 返済用口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当行はその一部を返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。

8. (任意返済)

- (1) 前記5による約定返済のほか、本取引の当座貸越口座へ直接カードで入金することにより随時任意の金額を返済できます。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
- (2) 当座貸越口座への入金額が当座貸越残高を超えるときは、その超過金額を返済用口座に自動入金するものとします。
- (3) 当行本支店窓口においてカードと当行所定の入金票の提出により返済することができます。

- (4) 約定返済が遅延している場合は、前記(1)にかかわらず任意返済はできません。

9. (諸費用の支払い)

- (1) 本取引にかかる諸費用は、当行所定の日、方法により、当座貸越残高に組入れるものとします。

10. (期限前の全額返済義務)

- (1) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行から通知催告等がなくとも、本取引によるいっさいの債務につき当定期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
- ①前記5に定める約定返済を遅延し、翌々月末日(銀行が休日の場合は前営業日)にいたっても返済しなかったとき。
 - ②支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ③預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が不明となったとき。
 - ⑥筑波信用保証株式会社、または勤務先である会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - ⑦当行が返済用口座を「つくば総合口座取引規定」により取引の停止、または解約をしたとき。
- (2) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行の請求により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
- ①当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - ②当行との取引約定の一つにでも違反したとき。
 - ③本取引に関し当行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ④借主が振り出した手形の不渡りと借主が発生記録をした電子記録債権の支払不能とが、6か月以内に生じたとき。
 - ⑤前各号のほか当行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

11. (貸越の中止)

- (1) 前記5に定める約定返済が遅延している場合、または前記10により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には、新たな当座貸越を受けることができないものとします。
- (2) 前記(1)のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合は、当行はいつでも新たな当座貸越を中止することができるものとします。

12. (解約等)

- (1) 本取引を解約する場合は、当行所定の書面により取引店に通知して、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。
- (2) 前記10の各号の事由が生じたときは、当行はいつでも本取引を解約することができるものとし、この場合直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。

13. (当行による相殺または払戻充当)

- (1) 期限の到来、または期限の利益の喪失によって、借主が当行に対しこの契約による債務を弁済しなければならぬ場合には、当行はその債務と借主の預金その他の当行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。
- (2) 前記(1)により相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続(小切手または普通預金通帳および同払戻請求書の提出)を省略し、借主に代わって諸預け金の払戻しを受け、この契約による借主の債務の弁済に充当することもできます。この場合、当行は借主に対して充当した結果を通知するものとします。
- (3) 前記(2)により当行が相殺または払戻充当を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算は、その期間を当行による計算実行の日までとし、利率は当行の定めによるものとします。

14. (借主からの相殺)

- (1) 弁済期にある借主の預金その他当行に対する債権と本取引による借主の当行に対する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。
- (2) 前記(1)により借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出します。
- (3) 前記(1)により借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算は、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率は当行の定めによるものとします。

15. (当行による充当の指定)

- (1) 前記13による相殺または払戻充当の場合において、この契約による借主の当行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、法定の順序方法によらず、当行は適当と認められる順序および方法により充当することができます。これを借主に書面をもって通知するものとします。この場合、借主はその充当に対して異議を述べることはできないものとします。

16. (借主による充当の指定)

- (1) 前記14により借主が相殺する場合、この契約による借主の当行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は当行に対する書面による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。
- (2) 借主が前記(1)による指定をしなかったときは、当行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対しては異議を述べるできないものとします。
- (3) 前記(1)の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は書面により遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分等の難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、当行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
- (4) 前記(2)によって当行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものと、当行はその順序方法を指定することができるものとします。

17. (危険負担・免責条項等)

- (1) 借主が当行に差し入れた証書またはその他書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、当行の帳簿、伝票等の記録に基づいてこの契約による債務を弁済するものとします。なお、当行から請求があったときは直ちに代わりの証書その他の書類を差し入れます。この場合に生じた損害については当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主が負担します。
- (2) 借主または担保提供者が当行に提供した担保について、前記(1)のやむを得ない事情によって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害は借主が負担します。
- (3) 借主が当行に印鑑を届け出た場合に、前記(1)の証書の印影と届出印鑑を当行において相当の注意をもって照合し、相違ないと認めるときは、証書もしくは印章について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害については借主の負担とし、証書の記載文言に従って責任を負います。
- (4) 借主または保証人もしくは担保提供者に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用および借主の権利を保全するため当行の協力を依頼した場合に要した費用は、借主が負担します。

18. (成年後見人等の届出)

- (1) 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、当行に届け出るものとします。
- (2) 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、当行に届け出るものとします。
- (3) 借主は、すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前記各項と同様当行に届け出るものとします。
- (4) 借主は、前記各項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって、直ちに当行に届け出るものとします。
- (5) 前記各項の届出の前に生じた当行の損害については、借主の負担とします。

19. (届出事項の変更)

- (1) 借主は印章、名称、住所その他当行に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面によって届け出るものとします。
- (2) 借主が前記(1)の届出を怠る、あるいは借主が当行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、当行が行った通知または送付した書類等が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

20. (報告および調査)

- (1) 当行が債権保全上必要と認めて請求したときは、信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- (2) 信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、当行から請求がなくても直ちに報告するものとします。

21. (準拠法、合意管轄)

- (1) 本契約書の準拠法は日本法とし、本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに同意するものとします。

22. (個人情報情報機関への登録)

- (1) 本取引についての貸越極度額、契約日、取引期間等の借入内容にかかる客観的事実について、契約期間中および本取引による債務を全額返済した日から5年間、当行が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関の加盟会員ならびに同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
- (2) 次の各号の事実が発生したときは、各号に定める期間その事実について前記(1)と同様に登録し、利用することができるものとします。
 - ①本取引による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間。
 - ②本取引による債務について保証会社等第三者から当行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより当行が回収したときは、その事実発生日から5年間。

23. (反社会的勢力の排除)

- (1) 借主は、借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト(疑いのある場合を含む。)等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (2) 借主は、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に一つでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 借主が、暴力団員等もしくは前記(1)各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前記(1)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、この契約による債務のほか銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- (4) 前記(3)の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着したまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
- (5) 前記(3)の規定により、借主に損害が生じた場合にも、銀行に何らの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- (6) 前記(3)の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。
- (7) 借主は、前記(1)から(6)の規定が、この契約にもとづく借入のほか、銀行との間の他の契約にもとづく既存の借入が存在する場合はその全てについて、最初の契約締結日に遡って適用されることを確約します。なお、当該既存借入に適用されていた約定中に、反社会的勢力の排除に関する条項が存在した場合には、当該条項は前記(1)から(6)のとおり変更のうえ遡って適用されるものとし、当該条項が存在しなかった場合には、前記(1)から(6)が新たに遡って適用されるものとします。また、既存借入に適用されていた約定のうち、本項により変更等されるものを除くその他の約定は、引き続き有効なものとします。

24. (規程の変更)

- (1) 当行は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当行のホームページにおける公表その他相当な方法で借主に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。
 - ① 契約の内容が借主の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上